

身体的拘束最小化のための指針

宇和島市立津島病院

1.身体的拘束最小化に関する基本的な考え方

身体的拘束は、患者の自由を制限することであり、尊厳ある生活を阻むものです。当院では、患者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが拘束による身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、緊急・やむを得ない場合を除き身体的拘束をしない診療・看護の提供に努めます。

2.身体的拘束最小化のための体制

1) 身体的拘束最小化委員会の設置

身体的拘束最小化のために、身体的拘束最小化委員会を設置し、3か月毎に開催します。身体的拘束が必要な状況になった場合、虐待防止委員会と一体に運営を行います。

(1) 委員会の検討項目

1. 院内での身体的拘束廃止に向けて現状把握及び改善についての検討をします。
2. 身体的拘束を実施せざるを得ない場合の検討をします。
3. 身体的拘束を実施した場合の代替案、拘束解除の検討をします。
4. 身体的拘束廃止に関する職員全体への指導・教育をします。
5. 発生原因、結果等を取りまとめ当該事例の最小化と最小化策を検討します。

(2) 身体的拘束最小化委員会の構成員

院長（委員長）

事務局長

看護部長

病棟看護師長 各1名

外来看護師長 1名

病棟看護師 各1名

訪問看護師 1名

薬局 1名

リハビリテーション科 1名

社会福祉士（相談員） 1名

事務局医事係 1名

3.身体的拘束廃止に向けての基本方針

1) 身体的拘束の定義

医療サービスの提供にあたって、患者の身体を拘束しその行動を抑制する行為とします。

身体的拘束その他、入院患者の行動を制限する具体的行為にあたるものとして、厚生労働省が「身体拘束ゼロへの手引き」（平成13年3月）の中であげている行為を下に示します。

1. 徘徊しないように、車いすや椅子・ベッドに体幹や四肢を紐等でしばる。
2. 転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等でしばる。
3. 自分で降りられないように、ベッドを4点柵で囲み柵をすべて紐等でしばる。
4. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等でしばる。
5. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
6. 車いす・椅子からずり落ちたり立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
7. 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
8. 脱衣やオムツ外しを制限する為に、介護衣(つなぎ服)を着せる。
9. 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッド等に体幹や四肢を紐等でしばる。
10. 行動を落ち着かせる為に、向精神薬を過剰に服用させる。
11. 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

2) やむを得ず身体的拘束を行う場合

患者または他の患者の生命又は身体を保護するための措置として、以下の 3 つの要素の全てを満たす状態にある場合は、患者・家族への説明同意を得た上で例外的に必要最低限の身体的拘束を行うことがあります。

1. 切迫性：患者又は他の患者の生命又は身体を危険にさらさないこと。
2. 非代替性：身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと。
3. 一時性：身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

3) 身体的拘束を行う場合の対応

緊急・やむを得ず身体的拘束を行う場合は、医師をはじめ虐待防止委員（身体的拘束最小化委員）を中心に十分な観察を行うとともに経過記録を行い、できるだけ早期に拘束を解除するように努力します。

具体的に以下の手順に従って実施します。

- (1) 記録、集計、分析、評価を専用の様式を用いて、その態様及び時間・日々の心身の状態等の観察を記録します。
- (2) 患者や家族に対しての説明を行います。
 1. 身体的拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・改善に向けた取り組み方法を説明し、十分な理解が得られるように努めます。
 2. 身体的拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に家族に患者の状態等を説明します。
 3. 身体的拘束要件に該当しなくなった場合には、速やかに拘束を解除するとともに家族に報告します。
- (3) カンファレンスを実施します。
 1. 身体的拘束最小化委員会の構成員が集まり、(1)切迫性 (2)非代替性 (3)一時性の 3 要件の全てを満たしているかどうかについて確認します。
 2. 当院他診療科医師と情報共有して連携を行い、必要時に診察を依頼します。
 3. 拘束による患者の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討し、身体的拘束を行う場合の、拘束の内容、目的、理由、時間帯、期間等について検討します。
 4. 早期の拘束解除に向けた取り組みの検討会を行います。

4) 鎮静を目的とした薬物の適正使用

1. 生命維持装置装着中や検査時等、薬剤による鎮静を行う場合は鎮静薬の必要性和効果を評価し、必要な深度を超えないよう、適正量の薬剤を使用します。
2. 行動を落ち着かせるために向精神薬等を使用する場合は、患者・家族等に説明を行い、患者に不利益が生じない量を使用します。

5) 身体的拘束以外の患者の行動を制限する行為の最小化

身体的拘束には該当しない患者の身体又は衣服に触れない用具であっても、患者の運動を抑制する行動の制限を意図した使用は最小限とします。

6) その他の日常ケアにおける基本方針

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

1. 患者主体の行動、尊厳を尊重します。
2. 言葉や応対などで、患者の精神的な自由を妨げないよう努めます。
3. 患者の思いをくみとり、患者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で丁寧な対応に努めます。
4. 身体的拘束を誘発する原因の特定と除去に努めます。

4.身体的拘束廃止、改善のための職員教育

医療に携わる全ての職員に対して、身体的拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行います。

1. 毎年研修プログラムを作成し、1年に1回以上の学習教育を実施します。
2. 新任者に対する身体的拘束廃止、改善のための研修を実施します。
3. 新規採用時に研修を実施します。

5.この指針の閲覧について

当院での身体的拘束最小化のための指針は当院マニュアルに綴り、職員が閲覧可能とするほか、入院患者、家族の求めに応じて院内にて閲覧できるようにすると共に、当院のホームページへ掲載します。

附則 本指針は2024年6月1日より施行。

附則 2026年6月1日 一部改正